

令和6年4月9日（火）午前9時30分より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年5月10日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は8番、10番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名8番、10番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う使用貸借権の設定及び所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地判断となります。雨水は西側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、申請地部分をこれまで北側の既存の宅地への進入路として利用されていたり、コンテナやカーポート等を設置されていたため、始末書付きの案件となっております。所有者としては子どもの頃から現況のような利用状況だったため、今回の申請まで農地とは思っていなかったそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 所有者の息子が家を建てるという申請になります。現地は見た通りですが、現所有者が生まれる前から家が建っており、畑とは知らなかったそうです。近所のため自分も子どもの頃から通っていましたが、昔からこのような状態になっていました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 車庫を建てる時に気付かなかったんでしょうか。

10番 樋口委員 宅地と思っていたから気付かなかったのではないのでしょうか。自分の敷地内で小規模な建物であれば色々な確認が不要な場合がありますので。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。始末書付きの案件の場合は悪質でなければ許可になるかもしれませんが、悪質と思われる場合は対応を考えなければなりません。その点を踏まえて賛否を取らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は敷地内に土水路を設け、北側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては法面で現況よりも広くする計画です。出入口部分は10m幅にする計画で、歩道部分の工事については建設課から施行承認がなされています。資金計画、見積書等は確認しております。資材としては丸太、板材、角材、砕石、真砂土を置く計画です。真砂土については搬出以外シートで覆われる計画です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 バスの中で説明した通りでございます。●●さんには大変申し訳なく思っております。私もここは●●だと思っておりますが、●●区長さんがここは●●だと判断されています。越権行為になるかとは思いますが、その判断に従って、●●の関係者

で対応しております。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 ちょっと時間が長くなりますけど、こういう事は大事な事なのでしっかりとお互い認識する必要があると思いますので話させていただきます。まず場所については私の担当場所です。大刀洗川で場所が決まっています。それはいいんですけど、2月20日に●●行政書士が来て資材置場にしたいという話を聞きました。その時私は隣接者に確認をするから2～3日待ってくれと言いました。その時に●●区長さんが自分の所ではないから話を聞いてくれないという話も聞きました。私が直接区長さんに話をしてあげますから大丈夫ですよと伝えていました。行政書士には全員が同意したら承諾書にサインしますと言っておりました。それから何日か後に、行政書士が来られて区長さんが印鑑を押してくれないと言われました。その時はいや私もまだ区長さんに話をしてないから待ってくれと言いました。隣接者の同意は取ってもらっておくよという話をしてました。それからしばらくして事務局から申請を受付ましたという連絡が来ました。その日のうちに●●さんの家に行き話を聞きました。区長さん同士が話し合っ●●と決められたからこちらで対応しましたとのことでした。そのような話をされたので、私としては自分の区域ではないんだということですから放置しています。●●さんは上が押したから私も押ししましたよということですが、農業委員の役割とは何だということを言いたいです。●●区長さんから印鑑がもらえないから●●区長さんに話をすればいいやってことに見えてしまいませんか。現地をきちんと見に来られたんですかね。以前私も●●さんの担当の箇所を私が受け付けたことはありますよ。その時はきちんと了承を得てからやっています。今回は何の連絡もなしでしたよ。それはちょっとおかしいんじゃないかという話でしております。昔農業委員をされていた●●さんに確認をしましたが、冗談じゃないこれは●●だと言われました。里道も水路もあるよと。総代の●●氏にも話を聞きましたが●●だと言われましたよ。5条申請なんだから隣接者も本当は関係ないんですよ。間に水路も入ってますし。ばってん土場ですから土埃の心配とかもあるだろうしきちんと隣接者にも話を聞いておかないと思っていたところですよ。きちんと現地を見て隣接者から話を聞いて印鑑を押すのが普通なんじゃないでしょうか。私はこの申請には賛成できませんよ。会長はどう思われますか。

議長 柳 区長さんが印鑑を押さんなら業者としては何とか説明して印鑑を押してもらえようにはしてもらわんといかんとは思いますが、区長さんがここは私の所ではないから印鑑を押さんというなら他の方法を考えるしかないとは思っています。

18番 河野委員 だから私が言うのとですよ。区長さんには私が話をするから大丈夫と。区長さんは若いから区分割りとかお互いに知らんとですよ。基本的に川より北側は●●なんですよ。川より北側で●●に入ってる所もありますが、それは元々●●に住んでいたため、●●に入れておいた方がいいだろう話でそうになっています。

9番 佐田委員 地名はどうなっているんですか。

- 18 番 河野委員 地名は●●ですよ。大字に●●はありませんので。
- 議長 柳 区長さんが話し合っただけで決まってるんであれば区長さんに合わせるべきではないですかね。僕は区割りに口出しはできないんですけど、話を聞いていると縄張り争いにしか見えないんですよ。
- 18 番 河野委員 区割りはハッキリしてるんですよ。川があるんですから。
- 議長 柳 でしたら何で区長さんは自分の所じゃないと言うんですかね。事務局分かりますか。
- 事務局 辻 まず最初に相談があった時に周辺の住宅の方の行政区を調べて、恐らく川より北側が●●となるんだろうと思い、まずは●●の区長さんに確認をしてみてくださいということで話をしておりました。ところが、●●区長さんの話ではここは違うということになったため、●●の区長さんと話し合っただけでここは●●だという話になったそうです。そのため、●●の担当である●●さんに担当委員として現地を確認していただき、●●の関係者から承諾をもらわれて申請書を提出されています。
- 18 番 河野委員 私は●●と●●を分ける時から話し合っただけなんです。だからここが●●ということとは知ってるんですよ。区長さんが知らないだけなんです。
- 事務局 辻 行政書士も●●の区長さんから印鑑をいただくために色々動かしていましたが、途中で●●になると言われたため、そちらから承諾をもらわれています。隣接者が反対されているという話を聞き、後々トラブルにならないようきちんと説明をして下さいと話をしておりました。業者が直接隣接者を訪問し説明に回っているようで、4軒の内3軒は話をすることができ、明確に反対はされていないという話を聞きました。1軒が3～4度訪問しても全く出て来てくれないため、話ができてないそうです。事業概要や連絡先などのポスティングはされているそうです。区長さんから印鑑がもらえないから違う区長さんに話に行ったのではなく、●●の区域という話に決まったからそちらから承諾をもらわれています。
- 18 番 河野委員 ●●の関係者はきちんと現地を見られてるんですかね。
- 議長 柳 ●●さんは前農業委員もされてましたし、水路のことはよく知っているはずですよ。区割りのことで区長が印鑑を押すんだったら農業委員の方が位が下だと思いますから、区長さんの決めたことに従うしかないと思いますがね。農業委員さんは農地のことを見ますが、区長さんは全体を見ることになりますので。
- 18 番 河野委員 我々はそれくらいの事をしてるってことなんです。区長さんは知らないんですよ。
- 議長 柳 じゃあ知ってる人を推すしかないですよ。区長さん同士で話し合っただけで決まってるんですから。越権行為とおっしゃってましたが、農業委員が区長さんそれは違うぜって言うのはどうなんですか。それで納得いかないんだったらまた区長さん同士で話し合ってもらってください。
- 事務局 辻 行政区の範囲の問題になるかと思いますが、●●さんから行政区を示した地図が役場にあるはずではないのかと質問を受けておりましたので、地域振興課に確認を取りましたが、行政区境を明示したものはないと回答でした。行政区に関しては例えば引っ越しで住所が変わっても元の行政区に入ることもあるため、常に変わる可

能性があるため、昔から区長さん同士の話し合いで決めてもらっているそうです。今回のケースもどちらの行政区かはっきりとしないため、区長さん同士で話し合っ●●と決められたそうです。

18 番 河野委員 昔はここ一帯農地だったんですよ。水路や里道が色々あったんです。それを公園を整備するために町が買い取って色々整備されて現在のような形になってます。本当は町もここまで買い取りたかったんでしょうけど交渉がうまくいかなくて残ってる農地なんです。

2 番 棚町委員 ところが公園として整備されるのが一番納まりが良いんでしょうけどね。
議長 柳 なかなか話がまとまりませんが、そろそろ賛否を取らないといけないので。今後このような問題が起きないよう事務局は行政区別に農地の地図を作ることはできないの。大字ではっきり分かる所だったらいいけど色々な行政区がある所はきちんと分けておいた方がいいんじゃないの。

事務局 辻 大字であれば境界が図示されるのですが、行政区単位となるとこのように境となる部分を事務局の判断で分けるのは非常に難しいです。基本的には区長さん同士の話し合いで決めてもらうのが原則ということですので。今後地域計画を策定する中で検討したいと思います。

議長 柳 これについては検討課題ということで。他にありませんか。

3 番 平田委員 ●●さんは自分の担当区域として色々動かされていたので、区長さん同士が決めて印鑑を押す前に話をしておくべきだったんじゃないですかね。●●さんが区長さんと話すと言われているんだからそれを待つべきだったんじゃないかと私は思います。

議長 柳 ただ●●区長さんは自分の所じゃないと言ってるんですよ。

3 番 平田委員 だから農業委員と区長さんの話し合いが終わるまでは保留にしておくべきだったと僕は思います。このような問題はどうか判断すべきか決まらないうとずっと起きると思いますよ。農業委員が優先なのか区長さんが優先なのか。

議長 柳 それは区長さんが優先です。農業委員さんが印鑑を押して区長さんが印鑑を押す訳ではないので、区長さんが印鑑押してからしか農業委員は印鑑を押せないの。区長さんが知ってる知らない関係ありません。ただし、農地の手続きに関しては農業委員さんが1番最後に印鑑を押すので責任は農業委員会が負わないといけません。

15 番 山見委員 そうですけど区長さんは2年で変わってしまいますよね。続ける方もいるとは思いますが。色々詳しい人だったらいいですけど、知らない人に教えるのも難しいと思います。

議長 柳 農業委員さんも変わります。事務局とかに上手く引き継いでもらうしかないです。

事務局 辻 区長さんの水利承諾も県が許可する上で必ずないと許可できないのものではないこととはご理解下さい。区長さんから印鑑が貰えなくても農地に影響を与えないことが明確に示せるのであれば許可となるケースもあります。今回の農地では用水に関してはずっと蓋がされて機能してなく、排水も大刀洗川に流れ出るため支障はないことと行政書士の方も言われ、農業土木担当の者にも確認をしております。もちろん、

水利承諾があるにこしたことはないため、承諾書をもたらるよう努力して下さいと話をしている中で、行政区が●●となり、そちらの区長さんから承諾書をもたられてる次第です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 この状況で賛否を取られるんですか。保留にするとか考えなくていいんですか。

事務局 辻 賛否を取った上で、反対の方が多ければ保留にするなり対応を考えないといけないと思われま。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。賛成多数となりましたので許可相当と判断いたします。水路が土水路になってるみたいですので、泥が溜まったりして土水路が崩れることがないようにきちんと管理することを条件として付けてください。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆1, 196㎡の売買で6,500,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

16番 黒岩委員 ●●さんの土地で周りが宅地に囲まれている所です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆4, 648㎡の売買で4,110,684円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については借入もしくは買入希望です。町内全域で2反以上の田を希望されています。耕作条件が良ければ買入も考えたいとのこと。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は井手委員と平田委員の2名をお願いします。続きまして2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1,294㎡の田の売買希望です。農地以外にも山林と原野があり、そちらもあわせて売買して欲しいそうです。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は久保委員と黒岩委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。